⑤　施行規則第12条第9項又は第10項の規定に係る報告について、施行規則第12条第37項の確認を受けた場合には、第一種特別贈与認定中小企業者（第一種特別相続認定中小企業者）の地位を承継した報告者は、承継前の第一種特別贈与認定中小企業者（第一種特別相続認定中小企業者）が受けた認定に係る贈与申告期限（相続申告期限）から5年間、当該贈与申告期限（相続申告期限）の翌日から起算して1年を経過するごとの日の翌日から3月を経過する日までに、施行規則第12条第1項（第3項）各号（報告者が吸収合併存続会社等である場合にあっては施行規則第10条第10項（第11項）の規定による読替え後のもの、報告者が株式交換完全親会社等である場合にあっては施行規則第11条第10項（第11項）の規定による読替え後のもの）に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならない。

（記載要領）

申請者が個人である場合には、記名欄には住所及び氏名を記載する。

様式第17

施行規則第13条第2項の規定による確認申請書

年　　月　　日

都道府県知事　殿

郵便番号
会社所在地
会　社　名
電話番号
代表者の氏名　　印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第1項（当該規定が準用される場合を含む。）の規定により、以下の確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　申請者の種別について

申請者の種別	□第一種特別贈与認定中小企業者等　□第二種特別贈与認定中小企業者等 □第一種特例贈与認定中小企業者等　□第二種特例贈与認定中小企業者等
認定年月日及び番号	年　　月　　日（　　号）

2　経営承継受贈者について

経営承継贈与者の相続の開始の時における総株主等議決権数	(a)　　個
氏名	
住所	
経営承継贈与者の相続の開始の直前における経営承継贈与者との関係	□直系卑属 □直系卑属以外の親族